

福岡県公報

平成二十年三月二十八日
第二千八百三十三号
増刊 ①

目次

告示 (第五百五十号—第五百五十二号)	一
福岡県職員住宅貸付要綱の一部を改正する告示 (総務事務センター)	一
福岡県測量業者登録簿閲覧所の場所の一部を改正する告示 (土木管理課)	一
福岡県スポーツ顕彰規程の一部を改正する告示 (教育庁スポーツ健康課)	二
訓令	二
福岡県の知事部局の職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する訓令 (人事課)	二
福岡県職員結核療養休暇等の取扱いに関する規程の一部を改正する訓令 (人事課)	二
人事委員会	二
福岡県の職員に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局任用課)	二
福岡県警察職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課)	三
福岡県職員の自己啓発等休業に関する規則 (人事委員会事務局給与公平課)	三
福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課)	四
福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令 (人事委員会事務局給与公平課)	五

再掲

福岡県の職員の級別標準職務を定める規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局給与公平課) …… 六

告示

福岡県告示第五百五十号

福岡県職員住宅貸付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十年三月二十八日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県職員住宅貸付要綱の一部を改正する告示

福岡県職員住宅貸付要綱(昭和三十九年五月福岡県告示第四百九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「厚生課長」を「総務事務センター課長」に改める。

第三条第二項中「その他特定の職員」を削る。

第四条第一号中「(幹部職員用住宅)」を削り、同条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第六条第一項第一号、第七条、第八条第一項並びに第二項並びに第十一条第一項、第二項並びに第三項第一号及び第二号中「厚生課長」を「総務事務センター課長」に改める。

別表第一中「第六条」を「第七条」に改め、同表春日原寮の項中「厚生課長」を「総務事務センター課長」に改め、同表穂波寮の項を削る。

附則

この告示は、平成二十年四月一日から施行する。

福岡県告示第五百五十一号

福岡県測量業者登録簿閲覧所の場所(昭和三十七年三月福岡県告示第九十一号)の一部を次のように改正し、平成二十年四月一日から施行する。

平成二十年三月二十八日

福岡県知事 麻生 渡

「土木部土木管理課」を「県土整備部土整備総務課」に改める。

福岡県告示第五百五十二号

福岡県スポーツ顕彰規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十年三月二十八日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県スポーツ顕彰規程の一部を改正する告示

福岡県スポーツ顕彰規程（平成八年三月福岡県告示第四百六十七号の三）の一部を次のように改正する。

第七条中「スポーツ健康課」を「体育スポーツ健康課」に改める。

附則

この告示は、平成二十年四月一日から施行する。

訓令

福岡県訓令第九号

本 庁

出先機関

福岡県の知事部局の職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月二十八日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県の知事部局の職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する訓令

る訓令

福岡県の知事部局の職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成十年三月福岡県訓令第三号）の一部を次のように改正する。

第六条の見出し中「再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改め、同条中「再任用短時間勤務職員」を「再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に、「前条」を「第四条」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

育児短時間勤務職員等の週休日、勤務時間の割振り及び休憩時間については、第二条から第四条までの規定は、適用しない。

附則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

福岡県訓令第十号

本 庁

出先機関

福岡県職員結核療養休暇等の取扱いに関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月二十八日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県職員結核療養休暇等の取扱いに関する規程の一部を改正する訓令

福岡県職員結核療養休暇等の取扱に関する規程（昭和二十七年五月福岡県訓令第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「再任用短時間勤務職員」の下に「及び任期付短時間勤務職員」を加える。

附則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

人事委員会

福岡県の職員に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十年三月二十八日

福岡県人事委員会委員長 谷水 央

福岡県人事委員会規則第五号

福岡県の職員に関する規則の一部を改正する規則

福岡県の職員に関する規則（平成元年福岡県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

別表第三（第九条関係）の備考中「第五十五条」を「第八十七条」に改める。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

福岡県警察職員の特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十年三月二十八日

福岡県人事委員会委員長 谷水 央

福岡県人事委員会規則第七号

福岡県警察職員の特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

福岡県警察職員の特勤勤務手当等に関する規則（平成十八年福岡県人事委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第五条の見出しを「（報告）」に改め、同条中「警察本部長」を「前項に定める場合のほか、警察本部長」に、「特勤公署又は準特勤公署」を「特勤公署等」に改め、同条を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

警察本部長は、特勤公署又は準特勤公署（以下この条において「特勤公署等」という。）が移転する場合、特勤公署等の名称が変更される場合その他人事委員会の定める場合には、速やかに、その旨及びその内容を人事委員会に報告するものとする。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

福岡県職員の自己啓発等休業に関する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十年三月二十八日

福岡県人事委員会委員長 谷水 央

福岡県人事委員会規則第八号

福岡県職員の自己啓発等休業に関する規則

（趣旨）

第一条 この規則は、福岡県職員の自己啓発等休業に関する条例（平成十九年福岡県条例第六十七号。以下「条例」という。）第十条及び第十一条第二項の規定に基づき、職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員を含む。以下同じ。）の自己啓発等休業（地方公務員法（昭和二

十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十六条の五第一項に規定する自己啓発等休業をいう。以下同じ。）に關し必要な事項を定めるものとする。

（昇給を行う日）

第二条 条例第十条に規定する人事委員会規則で定める日は、福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年福岡県人事委員会規則第九号）第二十九条に定める日とする。

（勤続期間の計算の特例に係る要件）

第三条 条例第十一条第二項の規定により読み替えて適用される福岡県職員の退職手当に関する条例（昭和三十八年福岡県条例第二十七号。以下「退職手当条例」という。）

（第十条第四項に規定する人事委員会規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。）

- 一 自己啓発等休業の期間中の法第二十六条の五第一項に規定する大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容がその成果によつて当該自己啓発等休業の期間の終了後に於いても公務の能率的な運営に特に資すると見込めるものであると、任命権者が当該自己啓発等休業の期間の初日の前日（条例第七条の規定により自己啓発等休業の期間が延長された場合にあつては、延長された自己啓発等休業の期間の初日の前日）までに認めていること。
- 二 自己啓発等休業の期間中の行為を原因として法第二十九条の規定による懲戒処分（懲戒免職の処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けていないこと。
- 三 自己啓発等休業の期間の末日の翌日から起算した職員としての在職期間（退職手当条例第十条の二第一項並びに第十条の三第一項及び第六項の規定により職員としての引き続いた在職期間を含むものとされる期間を含む。）が五年に達するまでの期間中に退職したものではないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

イ 通勤（退職手当条例第四条第二項に規定する通勤（他の法令の規定により通勤とみなされるものを含む。）をいう。以下同じ。）による負傷若しくは病氣（以下「傷病」という。）若しくは死亡により退職した場合又は退職手当条例第五条

第一項に規定する公務上の傷病若しくは死亡（他の法令の規定により公務とみなされる業務に係る業務上の傷病又は死亡を含む。）により退職した場合

口 法第二十八条の二第一項の規定により退職した場合（法第二十八条の三第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含む。）

ハ 退職手当条例第二条第四項、第十条の三第四項若しくは第五項又は第十三条の規定に該当して退職した場合

2 前項第三号の職員としての在職期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

一 法第二十八条第二項の規定による休職の期間（通勤による傷病又は退職手当条例第五条第一項に規定する公務上の傷病（他の法令の規定により公務とみなされる業務に係る業務上の傷病を含む。）により法第二十八条第二項第一号に掲げる事由に該当して休職にされた場合における当該休職の期間を除く。）

二 法第二十九条の規定による停職の期間

三 法第五十五条の二第一項ただし書の規定により職員団体の業務に専ら従事した期間

四 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十六条第一項の規定による大学院修学休業をした期間

五 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条第一項の規定による育児休業をした期間

六 自己啓発等休業をした期間

七 前各号の期間に準ずる期間

附 則
この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十年三月二十八日

福岡県人事委員会委員長 谷 水 央

福岡県人事委員会規則第九号

福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成十年福岡県人事委員会規則第五号

）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を「第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項又は同法第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員で同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」に改め、「と」という。」「の下に「及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）第十八条第一項の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）」を加える。

第八条中「再任用短時間勤務職員にあつては、条例第二条第二項」を「育児休業法第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）にあつては条例第二条第二項の規定により定める時間、再任用短時間勤務職員にあつては条例第二条第三項の規定により定める時間、任期付短時間勤務職員にあつては条例第二条第四項」に改め、同条の次に次の一条を加える。
（育児短時間勤務職員等についての適用除外）

第八条の二 第三条、第四条及び第五条の規定は、育児短時間勤務職員等には適用しない。

第九条第一項第二号中「教頭」を「副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭」に改め、同条の次に次の一条を加える。
（育児短時間勤務職員等に正規の勤務時間以外の時間における勤務を命ずることができない場合）

第九条の二 条例第九条第一項の人事委員会規則で定める場合は、第九条第一項第二号に掲げる勤務を命じようとする時間帯に、当該勤務に従事する職員のうち育児短時間勤務職員等以外の職員に当該勤務を命ずることができない場合とする。

2 条例第九条第二項の人事委員会規則で定める場合は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合において、育児短時間勤務職員等に同項に規定する勤務を命じなければ公務の運営に著しい支障が生ずると認められるときとする。

第十条第二項中「において再任用短時間勤務職員」の下に「又は任期付短時間勤務職員」を、「再任用短時間勤務職員」の下に「及び任期付短時間勤務職員」を加える。

第十二条第一項中「二十日に再任用短時間勤務職員の一週間の勤務日の日数を五日で除して得た数を乗じて得た日数（一週間）ごとの勤務日の日数又は勤務日」ごとの勤務時間の時間数が同一でない職員（以下「非同一般勤務型職員」という。）にあっては、百六十時間に条例第二条第二項の規定に基づき定められた再任用短時間勤務職員の勤務時間を四十時間で除して得た数を乗じて得た時間数を、八時間を一日として日に換算して得た日数」を「次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数」に、「（とする）」と改め、同項に次の二号を加える。

一 斉一型短時間勤務職員（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、一週間ごとの勤務日の日数及び勤務日）ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。）二十日に斉一型短時間勤務職員の一週間の勤務日の日数を五日で除して得た数を乗じて得た日数

二 不斉一型短時間勤務職員（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、斉一型短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。）

（百六十時間に条例第二条第二項、第三項又は第四項の規定に基づき定められた不斉一型短時間勤務職員の勤務時間を四十時間で除して得た数を乗じて得た時間数を、八時間を一日として日に換算して得た日数

第十二条第二項中「又は第二十八条の六第二項」を「若しくは第二十八条の六第二項又は育児休業法第十八条第一項」に改める。

第十二条の二第一項第一号中「再任用短時間勤務職員」の下に「及び任期付短時間勤務職員」を加え、同項第二号中「第十六条において同じ。」の下に「又は任期付短時間勤務職員」を加え、同条第四項中「再任用職員」の下に「及び任期付短時間勤務職員」を加え、同条第六項中「再任用職員」の下に「及び任期付短時間勤務職員」を加える。

第十三条第二項中「再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改める。

第十六条第一項第四号及び第五号中「再任用短時間勤務職員」を「斉一型短時間勤務職員」に、「非同一般勤務型職員」を「不斉一型短時間勤務職員」に改め、同項第十三号中「（再任用短時間勤務職員にあっては、三日にその者の一週間の勤務日の日数を五日で除して得た数（非同一般勤務型職員にあっては、その者の四週間）ごとの勤務日の日数を

二十日で除して得た数）を乗じて得た日数（一日未満の端数があるときはこれを四捨五入して得た日数とし、当該日数が三日を超える場合は三日）（一）を削り、同項第十四号中「（再任用短時間勤務職員にあっては、五日にその者の一週間の勤務日の日数を五日で除して得た数（非同一般勤務型職員にあっては、その者の四週間）ごとの勤務日の日数を二十日で除して得た数）を乗じて得た日数（一日未満の端数があるときはこれを四捨五入して得た日数とし、当該日数が五日を超える場合は五日）（一）を削り、同項第十八号中「再任用短時間勤務職員」を「斉一型短時間勤務職員」に、「非同一般勤務型職員」を「不斉一型短時間勤務職員」に改め、同項第十九号中「再任用職員」の下に「及び任期付短時間勤務職員」を、「三日」の下に「（斉一型短時間勤務職員にあっては、三日にその者の一週間の勤務日の日数を五日で除して得た数（不斉一型短時間勤務職員にあっては、その者の四週間）ごとの勤務日の日数を二十日で除して得た数）を乗じて得た日数（一日未満の端数があるときはこれを四捨五入して得た日数とし、当該日数が三日を超える場合は三日）（一）を加え、同項第二十号中「再任用職員」を「育児短時間勤務職員等、再任用職員及び任期付短時間勤務職員」に、「第四十五条」を「第五十四条」に、「第五十二条の二」を「第八十四条」に改め、同条第二項中「船舶」を「船舶に乗り組む職員」に、「再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改め、「第十三号、第十四号」を削り、「得た日数」の下に「（一日未満の端数があるときはこれを四捨五入して得た日数とし、当該日数が当該各号に規定する休暇の日数を超える場合は当該各号に規定する休暇の日数）（一）を加え、同条に次の一項を加える。

3 前項の規定は、船舶に乗り組む職員である育児短時間勤務職員等に第一項第十九号の規定を適用する場合について準用する。この場合において、「当該各号」とあるのは「同号」と、「育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」とあるのは「育児短時間勤務職員等」と読み替えるものとする。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

福岡県人事委員会訓令第一号

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月二十八日

福岡県人事委員会委員長 谷水 央

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程（平成十二年福岡県人事委員会訓令第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一給与公平課の項第四十項を第四十一項とし、第三十六項から第三十九項までを一項ずつ繰り下げ、第三十五項の次に次の一項を加える。

三十六 福岡県警察職員の特地勤務手当等に関する規則（平成十八年福岡県人事委員

会規則第十七号）に基づく次の事務

- 1 第五条第一項の規定により、報告が必要な場合について定めること。
- 2 第五条第二項の規定により、報告の時期及び方法について定めること。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

再掲

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県の職員の級別標準職務を定める規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十年三月二十七日

福岡県人事委員会委員長 谷水 央

福岡県人事委員会規則第六号

福岡県の職員の級別標準職務を定める規則の一部を改正する規則

福岡県の職員の級別標準職務を定める規則（昭和五十二年福岡県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第四イ甲表中

并置	技術主査	専門技術員
		を

并置	技術主査	専門技術員
并置	並置	
並置	並置	

に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

定価 一箇月一、三五〇円（税込・郵便料別）